

障サ第 1141 号
令和 5 年 4 月 26 日

障害児通所支援事業者
障害児入所施設
障害児相談支援事業所

} 代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長
(公 印 省 略)

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
等の一部改正について（通知）

本県の障がい福祉施策の推進につきましては、日頃より格段の御協力をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、この度、令和 5 年 3 月 20 日に「指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和 5 年神奈川県条例第 19 号）」
及び「指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例（令和 5 年神奈川県条例第 20 号）」を公布し、令和 5 年 4 月 1 日から施
行しましたので通知します。

改正の概要は下記のとおりですので、内容を御了知いただき、障害児の安全対策に積
極的に取り組まれるようお願いいたします。

なお、今後、国から「障害児支援における安全管理の手引き（仮称）」が示される予
定です。示され次第、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」でお知らせしま
す。

また、指定障害児発達支援事業所等の送迎車両への「車内の障害児の見落としを防止
する装置」への補助事業については現在準備中です。準備ができ次第、前記ウェブサイ
トでお知らせします。

1 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25
年神奈川県条例第 7 号）関係

(1) 改正の概要

ア 指定児童発達支援事業所、指定児童発達支援センター、基準該当児童発達支援
事業所及び指定医療型児童発達支援事業所において、保育所等に入所等をしてい
る児童と当該事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に
支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら
の児童への保育に併せて従事させることができることとした。（第 6 条第 9 項、
第 7 条第 9 項、第 56 条第 3 項、第 63 条第 4 項関係）

イ 障害児通所支援事業所は、障害児の安全の確保を図るための安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるとともに、従業者に対する周知、研修及び訓練等を実施しなければならないこととした。(第41条の2関係)

ウ 障害児通所支援事業所は、障害児の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に障害児の所在を確認しなければならないこととした。(第41条の3第1項関係)

エ 指定児童発達支援事業所、指定児童発達支援センター、共生型児童発達支援事業所、基準該当児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所及び基準該当放課後等デイサービス事業所が、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際に障害児の所在の確認を行わなければならないこととした。(第41条の3第2項関係)

オ 指定児童発達支援センターの管理者の懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除することとした。(第47条関係)

(2) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、(1)オは公布の日(令和5年3月20日)。

(3) 経過措置

(1) イ及びエについては令和6年3月31日までは努力義務。

2 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第8号)関係

(1) 改正の概要

ア 指定障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るための安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるとともに、従業者に対する周知、研修及び訓練等を実施しなければならないこととした。(第38条の2関係)

イ 指定障害児入所施設は、障害児の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に障害児の所在を確認しなければならないこととした。(第38条の3関係)

ウ 指定障害児入所施設の管理者の懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除することとした。(第44条関係)

(2) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、(1)ウについては、公布の日(令和5年3月20日)。

(3) 経過措置

(1) アについては、令和6年3月31日までは努力義務。

問合せ先

事業支援グループ 岡崎

電話 045-210-4717(直通)